

○国土交通省告示第二百十九号

船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年二月二十八日

国土交通大臣 北側 一雄

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第

三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第四百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六号を第三十八号とし、第八号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ

第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 エース損害保険株式会社

附 則

この告示は、平成十七年三月一日から施行する。